

改正精神保健福祉法 の施行事項について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

＊配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
 - ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・退院促進のための体制整備
- を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

医療保護入院における家族等の同意に関する運用の考え方（骨子案）

（改正の内容）

1. 今回の法律改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医 1 名の診断とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第 33 条第 1 項及び第 2 項）

（改正の趣旨）

2. 当該改正の趣旨は、適切な入院医療へのアクセスを確保しつつ、医療保護入院における精神障害者の家族等に対する十分な説明とその合意の確保、精神障害者の権利擁護等を図るものである。

（医療保護入院の厳格な適用）

3. なお、医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。

（家族等の同意の原則的な運用）

4. 医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。
5. 管理者が家族等の同意を得る際には、当該家族等の氏名、続柄等を書面で申告させ確認する。その際には、可能な範囲で運転免許証や保険証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。家族等の同意に関する書面の様式例を参考まで添付する。
6. 管理者が家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。

7. また、管理者が当該精神障害者が未成年である場合の親権者から同意を得る際には、民法第 818 条第 3 項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。

(医療保護入院時に家族等の間の意見が一致していない場合)

8. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院はより多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。

このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。

9. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。
10. また、管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、その判断は尊重されるべきものと解する。

(医療保護入院後における入院に反対する家族等への対応)

11. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等（医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。）の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事（精神医療審査会）に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
職 業	

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ 氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ （選任年月日 昭和・平成 年 月 日）		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者及びその配偶者・直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③成年被後見人・被保佐人、④未成年者		

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 印

〔 〇〇 〇〇 印 〕

改正精神保健福祉法の施行事項（検討中の案） ①退院後生活環境相談員

（医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置）

第三十三条の四 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

（１）退院後生活環境相談員となる者の資格

- ①精神保健福祉士
- ②看護職員（保健師を含む。）、作業療法士、社会福祉士であって精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
- ③精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境に関する相談及び指導について3年の経験を有する者で、厚生労働省が指定する研修を受けた者（研修の受講については経過措置を規定）

（２）選任時期

当該医療保護入院者の入院から7日以内に選任

（３）配置・業務

退院後生活環境相談員の配置数の目安及び業務の概要について、通知で規定（詳細は現在検討中）

（４）その他

医療保護入院から任意入院に切り替わった者についてもできる限り地域生活に移行するまでの間は引き続き相談・指導を行うことが望ましいことを通知で規定

改正精神保健福祉法の施行事項（検討中の案） ②地域援助事業者

第三十三条の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

（１）地域援助事業者の範囲

- ①一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者（相談支援専門員の配置される事業者）
- ②居宅介護支援事業者等（介護支援専門員の配置される事業者）

（２）紹介の方法

書面の交付その他適切な方法で紹介

改正精神保健福祉法の施行事項（検討中の案） ③医療保護入院者退院支援委員会

第三十三条の六 精神科病院の管理者は、前二条に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

（１）審議事項

- ・「推定される入院期間」を超えて継続して入院する必要性の有無
- ・引き続き入院が必要な場合の「推定される入院期間」
- ・退院に向けた取組

（２）医療保護入院者退院支援委員会（仮称）の対象者

- ・入院後１年を経過するまで（定期病状報告を出すまで）の医療保護入院者であって、入院届に記載された「推定される入院期間」又は医療保護入院者退院支援委員会で設定された「推定される入院期間」を終える者
 - ・入院後１年以上経過している医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認める者
- ※ 平成26年3月31日以前の入院者については、病院の管理者が審議が必要と認める者を対象とする経過措置を規定。

（３）開催時期

医療保護入院者について、「推定される入院期間」を超える前又は超えた後速やか（＝概ね2週間以内）に、当該者について委員会で審議を行う。

(4) 参加者

【参加を必須とする者】

- ・主治医(主治医が精神保健指定医でない場合は、主治医以外の精神保健指定医)
- ・(担当)看護職員
- ・退院後生活環境相談員
- ・その他院内の当該医療保護入院者の診療に関わる者であって病院の管理者が参加が必要と認める者

【本人の希望等に応じ参加とする者】 ※ 文書の提出も可

- ・医療保護入院者本人
- ・医療保護入院者の家族等
- ・地域援助事業者その他退院後の生活環境に関わる者

(5) 審議の記録

- ・医療保護入院者退院支援委員会の記録を綴った帳簿を作成
- ・医療保護入院者の診療録に医療保護入院者退院支援委員会の開催日を記載

改正精神保健福祉法の施行事項（検討中の案） ④精神医療審査会の効率化

◆保護者制度の廃止により、退院等の請求について入院者本人とともに 家族等が規定され、退院等の請求数の増加による精神医療審査会の負担増が想定される。

◆このため、精神医療審査会の負担の軽減及び機能強化を図るため、精神医療審査会運営マニュアルを見直す。

※本マニュアルの見直しについては、現在、平成25年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）研究班において、検討中。

（１）精神医療審査会の負担軽減に関する見直し

○退院等の請求について

- ・意見聴取等への予備委員の活用
- ・書面による意見聴取（例．入院に同意した家族以外からの請求の場合）
- ・意見聴取の必要性の整理（例．同一案件について複数の者から請求があった場合）

（２）その他の見直し

○定期の報告等の審査について

- ・事前の書類審査による疑義事項の明確化
- ・各審査会の運営要綱の均質化

医療保護入院者の入院届

年 月 日

様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

印

医療保護入院者	フリガナ			生年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日		
		入 院 形 態			
第34条による移送の有無	有 り な し				
病 名	1主たる精神障害	2従たる精神障害	3身体合併症		
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()			
生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔 推定発病年月、 精神科受診歴 等を記載する こと。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				

〈現在の精神症状〉	I 意識 1意識混濁 2せん妄 3もうろう 4その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1記銘障害 2見当識障害 3健忘 4その他() IV 知覚 1幻聴 2幻視 3その他() V 思考 1妄想 2思考途絶 3連合弛緩 4滅裂思考 5思考奔逸 6思考制止 7強迫観念 8その他() VI 感情・情動 1感情平板化 2抑うつ気分 3高揚気分 4感情失禁 5焦燥・激越 6易怒性・被刺激性亢進 7その他() VII 意欲 1衝動行為 2行為心迫 3興奮 4昏迷 5精神運動制止 6無為・無関心 7その他() VIII 自我意識 1離人感 2させられ体験 3解離 4その他() IX 食行動 1拒食 2過食 3異食 4その他()				
〈その他の重要な症状〉	1てんかん発作 2自殺念慮 3物質依存() 4その他()				
〈問題行動等〉	1暴言 2徘徊 3不潔行為 4その他()				
〈現在の状態像〉	1幻覚妄想状態 2精神運動興奮状態 3昏迷状態 4統合失調症等残遺状態 5抑うつ状態 6躁状態 7せん妄状態 8もうろう状態 9認知症状態 10その他()				
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病状に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態がないと判断した理由について記載すること。〕					
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名				
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月 日	年 月 日生
		(男・女)	続柄	月 日	年 月 日生
	住所				
		1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			
審査会意見					
都道府県の措置					

(裏 面)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
ただし、第34条による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法第6条の4に基づく入院診療計画書を添付すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

(案)

入院診療計画書

(患者氏名) 殿

平成 年 月 日

病棟（病室）	
主治医以外の担当者名	
選任された退院後生活 環境相談員の氏名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状	
治療計画	
検査内容及び日程	
手術内容及び日程	
推定される入院期間 (うち医療保護入院による入院期間)	(うち医療保護入院による入院期間：)
特別な栄養管理の必要性	有 ・ 無 (どちらかに○)
その他の ・看護計画 ・リハビリテーション 等の計画	
退院に向けた取組	
総合的な機能評価 ◇	

- 注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり得るものである。
- 注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。
- 注3) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。
- 注4) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名) 印

(本人・家族)

医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

印

医療保護入院者	フリガナ			生年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
医療保護入院年月 日(第33条第1項に よる入院)	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日		
		入 院 形 態			
前回の定期報告 年 月 日	年 月 日				
病 名	1主たる精神障害	2従たる精神障害	3身体合併症		
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()			
生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔推定発病年月、 精神科受診歴 等を記載する こと。〕	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間 前 回 入 院 期 間 初回から前回まで の 入 院 回 数	年 月 日～ 年 月 日(入院形態) 年 月 日～ 年 月 日(入院形態) 計 回				
過去12か月間の 外 泊 の 実 績	1不定期的 2定期的(i 月単位、ii 数か月単位、iii 盆や正月) 3なし				
過去12か月間の治 療の内容と、その 結果及び通院又は 任意入院に変更で きなかつた理由を 記載すること					
症 状 の 経 過	1悪化傾向 2動揺傾向 3不変 4改善傾向				
今後の治療方針を 記載すること(患者 本人の病識や治療 への意欲を得るた めの取り組みにつ いて)					

<u>退院に向けた取組 の状況（選任され た退院後生活環境 相談員との相談状 況、地域援助事業 者の紹介状況、医 療保護入院者退院 支援委員会（仮 称）で決定した推 定される入院期間 等について）</u>	<u>選任された退院後生活環境相談員</u>
〈現在の精神症状〉	I 意識 1意識混濁 2せん妄 3もうろう 4その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1記銘障害 2見当識障害 3健忘 4その他() IV 知覚 1幻聴 2幻視 3その他() V 思考 1妄想 2思考途絶 3連合弛緩 4滅裂思考 5思考奔逸 6思考制止 7強迫観念 8その他() VI 感情・情動 1感情平板化 2抑うつ気分 3高揚気分 4感情失禁 5焦燥・激越 6易怒性・被刺激性亢進 7その他() VII 意欲 1衝動行為 2行為心迫 3興奮 4昏迷 5精神運動制止 6無為・無関心 7その他() VIII 自我意識 1離人感 2させられ体験 3解離 4その他() IX 食行動 1拒食 2過食 3異食 4その他()
〈その他の重要な症状〉	1てんかん発作 2自殺念慮 3物質依存() 4その他()
〈問題行動等〉	1暴言 2徘徊 3不潔行為 4その他()
〈現在の状態像〉	1幻覚妄想状態 2精神運動興奮状態 3昏迷状態 4統合失調症等残遺状態 5抑うつ状態 6躁状態 7せん妄状態 8もうろう状態 9認知症状態 10その他()
本 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日	年 月 日
診 断 し た 精神保健指定医氏名	署名

審 査 会 意 見	
都道府県の措置	

(裏 面)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太線内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後相談の頻度等
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③医療保護入院者退院支援委員会（仮称）での審議状況等について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会（仮称）における審議結果記録を添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 7 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

医療保護入院者退院支援委員会審議記録（案）

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名		生年月日	昭和 平成	年 月 日
住所				
担当退院後生活環境相談員の氏名				
入院年月日 (医療保護入院)				
参加者	主治医 ()、主治医以外の医師 () 担当看護職員 () 担当退院後生活環境相談員 () その他 () 本人 (参加・不参加)、家族 ((続柄))			
入院診療計画書に記載した 推定される入院期間				
本人及び家族の意見				
入院継続の必要性	有 ・ 無			
入院継続が必要である場合	理由			
	推定される入院期間			
退院に向けた取組				
その他				

〔病院管理者の署名 : 〕

〔記録者の署名 : 〕